

# 〔足場の組立て等の業務に係る特別教育カリキュラム〕

## ＜対象者＞

特別教育の追加（労働安全衛生法第 36 条及び第 39 条）

事業者が労働者に特別の教育を行わなければならない業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を追加。

## ＜根拠法令＞

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 27 年厚生労働省令第 30 号)が

平成 27 年 3 月 5 日に公布され、平成 27 年 7 月 1 日から施行。

安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示（平成 27 年厚生労働省告示第

114 号）が平成 27 年 3 月 25 日に公示され、平成 27 年 7 月 1 日から適用。

## ＜カリキュラム＞

|          |                            |         |
|----------|----------------------------|---------|
| 講習<br>内容 | 1. 足場及び作業の方法に関する知識         | 3. 0 時間 |
|          | 2. 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 | 0. 5 時間 |
|          | 3. 労働災害の防止に関する知識           | 1. 5 時間 |
|          | 4. 関係法令                    | 1. 0 時間 |
|          |                            |         |
|          |                            |         |
|          | 合計                         | 6. 0 時間 |